

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		3,236	216,604,695
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		67	1,673,996
債 務 控 除 額		1,675	20,117,635
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		365	1,364,322
課 税 価 格	実	3,252	199,525,378
相 続 税 額	算 出 税 額	3,192	24,763,017
	2 割 加 算 額	216	195,585
	計	3,192	24,958,601
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	95	159,216
	配 偶 者	584	8,210,745
	未 成 年 者	52	13,740
	障 害 者	70	69,581
	相 次 相 続	83	98,890
	外 国 税 額	-	-
	計	848	8,552,172
差 引 税 額	実	2,760	16,406,429
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		26	60,701
小 計		2,755	16,345,728
納 税 猶 与 額		31	665,579
納 付 税 額	実	2,750	15,680,149
還 付 税 額		19	42,495
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,061	89,040,000

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 13 年分	3,209	210,176,778	32,895,093	10,065,847	2,778	22,224,793	1,011
平成 14 年分	3,068	192,806,284	27,641,006	9,379,702	2,640	17,215,347	978
平成 15 年分	3,402	214,142,450	29,997,492	9,889,088	2,942	19,368,344	1,054
平成 16 年分	3,059	187,486,376	22,325,549	7,159,586	2,606	14,398,795	997
平成 17 年分	3,252	199,525,378	24,958,601	8,552,172	2,750	15,680,149	1,061

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	349	20,584,176	301	1,321,182	112
熊本東	353	23,906,147	302	2,152,696	116
八代	110	4,375,143	86	107,282	33
人吉	17	1,280,161	12	69,811	7
玉名	101	4,836,982	85	236,735	29
天草	58	2,890,467	50	148,965	18
山鹿	50	2,657,574	42	158,910	14
菊池	91	5,843,190	76	396,480	33
宇土	50	2,447,227	44	91,103	16
阿蘇	15	592,035	11	11,199	5
熊本県計	1,194	69,413,102	1,009	4,694,361	383
大分	389	22,983,720	327	1,634,334	131
別府	125	13,760,426	104	1,949,905	47
中津	47	3,047,484	42	305,710	17
日田	47	3,058,271	38	198,578	16
佐伯	30	4,268,670	24	535,351	10
臼杵	27	1,038,808	24	21,263	8
竹田	9	507,970	8	11,886	3
宇佐	25	2,279,524	21	218,325	8
三重	20	1,795,332	19	193,876	7
大分県計	719	52,740,205	607	5,069,227	247
宮崎	282	16,135,414	233	1,067,899	92
都城	56	3,804,184	44	252,552	20
延岡	97	4,536,290	78	228,111	28
日南	4	104,796	3	431	1
小林	22	1,081,957	17	56,928	7
高鍋	11	502,370	8	2,622	4
宮崎県計	472	26,165,011	383	1,608,542	152
鹿児島	562	32,985,829	486	2,996,446	175
川内	36	2,107,671	32	115,690	13
鹿屋	55	3,267,188	47	205,362	16
大島	18	1,726,811	17	179,265	7
出水	21	1,134,284	17	77,744	6
指宿	30	1,383,802	29	68,715	9
種子島	11	551,837	10	51,846	3
知覧	18	798,320	16	21,175	8
伊集院	32	1,755,680	28	97,753	10
加治木	82	5,404,556	67	491,860	31
大隅	2	91,082	2	2,162	1
鹿児島県計	867	51,207,060	751	4,308,017	279
総計	3,252	199,525,378	2,750	15,680,149	1,061

(注) この表は、「(1) 課税状況」及び「(4) 申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 3,255	千円 199,168,723	人 2,759	千円 15,655,262	人 1,061	
	修正申告による増差額	71	672,137	87	86,085	38	
	更正による増差額	-	-	1	50	1	
	更正等による減差額	28	315,482	37	61,248	17	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 3,252	199,525,378	実 2,750	15,680,149	実 1,061	
過 年 分	申 告 額	78	3,282,362	69	166,224	32	
	修正申告による増差額	880	8,824,829	1,293	1,620,737	432	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	168	1,693,850	206	354,290	94	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 75	10,413,341	実 91	1,432,670	実 32	
合 計	申 告 額	3,333	202,451,085	2,828	15,821,486	1,093	
	修正申告による増差額	951	9,496,966	1,380	1,706,821	470	
	更正による増差額	-	-	1	50	1	
	更正等による減差額	196	2,009,332	243	415,539	111	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 3,327	209,938,719	実 2,841	17,112,818	実 1,093	

調査対象等： 「本年分」は、平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	16	7,122	9	1,212	4	945
過 年 分	880	127,052	76	21,019	68	108,145
合 計	896	134,174	85	22,231	72	109,090

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	235	19,754,901	540,477	120,167	296,666	573
1億円超	553	78,099,893	709,742	596,110	2,667,634	1,986
2"	152	36,497,348	100,220	324,106	2,525,540	588
3"	82	30,612,389	246,186	182,785	3,727,364	301
5"	27	15,965,483	77,371	111,054	2,156,867	121
7"	7	5,698,426	-	-	1,187,473	22
10"	3	3,383,785	-	10,300	1,063,595	11
20"	1	2,059,586	-	-	398,396	4
30"	-	-	-	-	-	-
50"	-	-	-	-	-	-
70"	1	7,096,912	-	6,600	1,631,728	5
100"	-	-	-	-	-	-
合計	1,061	199,168,723	1,673,996	1,351,122	15,655,262	3,611

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	3	41	74	84	33	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	27	78	174	148	87	19	11	3	2	1	1
2 "	-	1	24	41	40	31	11	2	-	-	1	1
3 "	-	3	9	27	22	15	6	-	-	-	-	-
5 "	-	-	4	5	5	8	2	1	1	-	-	1
7 "	-	-	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	72	191	335	252	143	38	14	4	2	2	3

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	338	8,803,930
	畑 (")	395	11,847,547
	宅地 (借地権を含む。)	1,008	78,051,731
	山林	344	1,758,954
	その他の土地	303	6,584,959
	計	1,015	107,047,121
家屋、構築物		964	13,282,527
事業(農業)用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	114	404,059
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	21	60,873
	売掛金	47	189,042
	その他の財産	81	564,539
	計	169	1,218,513
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	231	11,930,689
	同上以外の株式及び出資	532	6,051,574
	公債及び社債	248	5,229,461
	投資・貸付信託受益証券	201	2,531,345
	計	724	25,743,068
現金、預貯金等		1,050	40,609,537
家庭用財産		786	472,771
その他の財産	生命保険金等	250	10,798,447
	退職金及び功労金等	115	4,792,413
	立木	148	240,089
	その他	892	12,097,308
	計	931	27,928,258
合計		1,060	216,301,795
相続時精算課税適用財産価額		49	1,673,996
債務		937	17,808,165
葬式費用		1,020	2,350,025
計		1,046	20,158,190
差引純資産価額		1,061	197,817,601
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		197	1,351,122
課税価格		1,061	199,168,723

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。